（略）		
第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の十三第一項、第四	二　受給権者の氏名及び生年月日	二　受給権者の氏名及び生年月日 二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号
（略）		
第四十三条の五	（略）	（略）
第四十三条の九第一項	一　受給権者の生年月日 二　通算老齢年金証書の記号番号 三　変更前の氏名	一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　通算老齢年金証書の年金コード
第四十三条の十一	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称並びに預金口座の名義及び口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
	2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の名義及び口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第四十三条の十二第一項	又はき、損したとき	若しくは毀損したとき又は通算老齢年金証書に記載された氏名に変更があるとき

（略）		
第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条の十三第一項、第四	二　受給権者の氏名及び生年月日	二　受給権者の氏名及び生年月日 二の二　受給権者の基礎年金番号
（略）		
第四十三条の五	（新設）	（新設）
第四十三条の十一	三　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便局の名称及び所在地	三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　第三十九条第一項第三号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十九条第一項第三号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地
	2　前項の届書には、払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	2　前項の届書には、同項第三号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（新設）	（新設）	（新設）